

規定 20. ハーフリー預金規定

静清信用金庫

1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客さまから当金庫所定のこの預金の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。

2. (自動継続)

- (1) 「ハーフリー」(以下「この預金」といいます。)を自動継続方式でご契約の場合は証書(または通帳)記載の最長預入期限に、前回と同一の期間のこの預金に自動的に継続します。継続されたこの預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫ホームページに表示する利率とします。
- (3) 継続を停止する時は、最長預入期限までにその旨を申出てください。この申出があった時は、この預金は最長預入期限以後に支払います。

3. (支払いの時期等)

- (1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応答日(通帳・証書記載の据置期間満了日。自動継続方式で継続をした時はその継続日の6か月後の応答日)以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) 前項による預金(一部支払をした時は、その支払い後の預金残高。以下同様とします。)の一部支払は預入日の6か月後の応当日から、最長預入期限の前日までの間に、10,000円以上の金額で請求してください。尚、自動継続方式でこの預金の一部支払をした時は、その支払い後の預金残高について、引続き自動継続の取扱いをします。

4. (利 息)

- (1) この預金の利息は、最長預入期限(解約する場合は解約時、一部支払をする時は一部支払時)に預入日から最長預入期限(解約する時は解約日、一部支払をする時は一部支払日)の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって6か月複利の方法により計算します。但し、一部支払をする時のこの預金の利息は、一部支払をする元金部分について計算します。

A. 6か月以上1年未満	D. 3年以上4年未満
B. 1年以上2年未満	E. 4年以上5年未満
C. 2年以上3年未満	F. 5年
- (2) 解約または一部支払いをする時のこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。
- (3) 自動継続方式の場合、この預金の利息の支払いは、あらかじめ指定された方法により最長預入期限に指定口座へ入金するか、または最長預入期限に元金に組入れて継続します。
- (4) 自動継続方式で継続を停止した場合のこの預金の利息は、最長預入期限以後にこの預金とともに支払います。尚、最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率により計算し、この預金とともに支払います。
- (5) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると

認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

- (6) 当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率により計算し、この預金とともに支払います。
- (7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (総合口座)

- (1) この預金を総合口座の担保として預入される場合は自動継続方式とし、当座貸越が発生した場合の貸越利率は、最長預入期限時に適用する預入期間別利率に0.5%を加えた利率とします。
- (2) その他の取扱いについては「総合口座取引規定」によるものとします。

6. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとします。通帳または証書は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には、充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。
当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。
また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適

用するものとします。

- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある場合には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

7. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当金庫は、この預金について、当金庫ウェブサイトに掲げる事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

8. (休眠預金等活用法に最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ①当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
- ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
- ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ①預入期間、計算期間または償還期間の末日
（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）
- ②自動継続扱いの預金にあつては、初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと／当該事由が生じた期間の満期日
 - A. 当金庫ウェブサイトに掲げる事由をいいます。
 - B. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送された日を除く。）に限ります。
- ③総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと／他の預金にかかる最終異動日等

9. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有すること

になります。

- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと。
 - ②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです）。
 - ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと。
 - ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと。
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ①当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
 - ②この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること。
 - ③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

10. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上